ヘ　（略）

ト　追加募集を予定する場合にあっては、次に掲げる欄及び定めがあるもの

(1)　不動産特定共同事業者等は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る募集予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定め

(2)　追加募集に係る募集額の決定方法、当該追加募集の方法その他の当該追加募集に係る公正な手続に関する定め

(3)　追加募集に係る募集額の累計額の上限を定める場合にあっては、不動産特定共同事業契約の締結をするときに当該累計額の上限を記載する欄及び当該累計額の上限を超える追加募集を行う場合の手続に関する定め

(4)　追加募集を直接の原因として当該追加募集の開始前から事業参加者である者が有する不動産特定共同事業に係る権利の価格が変動するおそれがある旨の定め及び不動産特定共同事業契約の締結をするときに想定されるその変動の概要を記載する欄

チ　（略）

リ　対象不動産の売却等及び追加取得に係る判断が弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士その他の者であって不動産取引に係る実務に関する知識を有する公正な第三者が関与して適正に行われることを担保するための必要かつ適切な措置に関する定めがあるもの

十六　前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　業務外金銭の運用方法について前号ハの定めを準用する旨の定めその他これに準ずる明確かつ公正な定めがあるもの

ロ　業務外金銭及び特定金銭の合計額が、一年以上継続して不動産特定共同事業の業務に係る財産の額から特定金銭の額を控除した額の七分の三を超えない旨の定めがあるもの

ハ　業務外金銭及び特定金銭の合計額がロの定めに反することとなった場合において、ロに規定する割合を超える部分に係る金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し速やかに返還する旨の定めその他これに準ずる明確かつ公正な定めがあるもの

十七・十八　（略）

（業務管理者の要件等）

第二十一条　（略）

2　法第十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（削る）

（削る）

一～五　（略）

3～5　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第三十七号から第四十二号

ト　（略）

チ　追加募集を予定する場合にあっては、次に掲げる事項に関する定めがあるもの

(1)　不動産特定共同事業者等は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る出資予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

(2)　追加募集に係る出資額の決定方法、当該追加募集の方法その他の当該追加募集に係る公正な手続に関する定め

（新設）

リ　（略）

（新設）

十六　前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用方法について明確かつ公正な定めがあるもの

ロ　不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭が不動産特定共同事業の業務に係る財産の額の三分の一を超えない旨の定めがあるもの

（新設）

十七・十八　（略）

（業務管理者の要件等）

第二十一条　（略）

2　法第十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　住所

二　生年月日

三～七　（略）

3～5　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第三十七号から第四